

マルチプローブ共同利用実験課題に関する申合せ

〔平成 26 年 8 月 4 日〕
〔第 61 回物質構造科学研究所運営会議〕
改正 平成 31 年 2 月 22 日

(趣旨)

第 1 高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所(以下、「物構研」という。)が所有する放射光科学研究施設、低速陽電子実験施設、中性子科学実験装置及びミュオン科学実験装置の 4 つのプローブのうち複数を用いて行う大学共同利用実験課題(以下、「マルチプローブ共同利用実験課題」という。)については、これに定めるところによる。

(課題の有効期間)

第 2 マルチプローブ共同利用実験課題の有効期間は 3 年とする。

(課題の募集)

第 3 マルチプローブ共同利用実験課題の募集は物構研所長が行う。

(審査会の設置)

第 4 マルチプローブ共同利用実験課題の審査は、所長の求めに応じて課題毎に当該課題に係るプローブを用いる共同利用実験課題の審査を所掌する審査委員会(以下、「関係 PAC」という。)が推薦した各 2 名の委員から構成されるマルチプローブ共同利用実験課題審査会(以下、「審査会」という。)が行う。審査会には必要に応じて専門委員を追加することができる。

(審査会の任務)

第 5 審査会の任務は次のとおりとする。

- (1) マルチプローブ共同利用実験課題代表者のヒアリングを実施し、(a) 学問上の価値、(b) 技術的な実行の可能性、(c) 実験組織の能力、(d) 全体の実験計画との関連、を基準に審査を行う。
- (2) 審査結果を関係 PAC へ報告する。

(関係 PAC の任務)

第 6 関係 PAC は、審査会から審査結果報告を受けたマルチプローブ共同利用実験課題の審査を行う。

(物構研運営会議の任務)

第 7 物構研運営会議は、すべての関係 PAC が採択と判断したマルチプローブ共同利用実験

課題の審議を行い、最終採否を判断する。

(採択課題の実施)

第8 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題の実施に関することは、当該課題に関するプローブを所掌する研究系が他の共同利用実験採択課題実施と同様の責任を持つ。

(採択課題の中間評価)

第9 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題の中間評価の方法については別に定める。

(採択課題の最終報告)

第10 採択されたマルチプローブ共同利用実験課題の最終報告の方法については所長の定めるところによる。

附 記

この申合せについては、平成26年8月4日から実施する。

附 記 (平成31年2月22日)

この申合せについては、平成31年2月22日から実施する。